

【国庫金理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載してください。】

具体的事件記載欄（事業辛圖）必ず記載してください

注2 虚偽の離職理由を記載して、失業等給付を受けたり又は受けようとした場合には不正受給として処分されますので、適正に記載してください。 事業主が不正行為をした場合にも、不正に受給した者と連帯して、同様に処分がされますのでご注意ください。